

多摩産材利用啓発推進事業実施要領

制定 令和4年4月1日付3産労農森第1385号

令和5年3月29日付4産労農森第1543号

令和6年4月8日付6産労農森第157号

第1 目的

民間建築物における木材利用の重要性が高まりつつある中、多摩産材の利用や多摩産材を使用した家づくりについて、イベント、展示会、情報収集・発信等を通じ、その意義等を普及啓発し、森林等に対する理解を深めることにより、木材利用の推進及び健全な森林の維持を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、東京都森林組合及び木材関連業者等の組織する団体（林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると思われる団体）とする。

第3 事業の内容

森林所有者、木材関連業者、住宅建築関連業者、一般消費者等に対して行う、下記の事業とする。

なお、イベントや展示及び会議等については、事業実施主体が主催又は共催し、都内にて実施するもののみとする。

- (1) 多摩産材のよさや利用する意義を普及啓発するイベントの開催、展示、情報収集・発信等
- (2) 多摩産材を活用した「顔の見える木材での家づくり」を普及促進するイベントの開催、展示、情報収集・発信等

第4 事業の公募

知事は、支援の対象となる事業を公募する。

- 2 前項の公募に応じる者は必要書類を作成し、知事に提出しなければならない。
- 3 公募に際し必要な事項は、別記のとおり定める。

第5 事業の決定

知事は第4に基づく申請があった場合は、第6に定める審査会による審査の上、適切と認められる事業について、予算の範囲内において支援の決定をする。

- 2 知事は、前項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

第6 審査会の設置

知事は、第5に基づく審査を行うため、多摩産材利用啓発推進事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第7 事業の実施

第5に定める支援の決定を受けた者は、知事に補助金の交付を申請するものとする。

2 本事業の実施期間は、補助金の交付決定日以降とし、交付決定の日から当該年度の末日までとする。

第8 指導及び関係書類の提出

知事は、事業の適正かつ効果的な実施のため、第5第1項で支援の決定を受けた事業について、指導及び助言を行うことができる。また、必要に応じ関係書類の提出を求めることができるものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する

付 則

この要領は、令和6年4月8日から施行する。

別記

公募について

第4に規定する公募については、次に定める事項に基づき実施する。

1 応募対象者

第2に定める事業実施主体のうち、第3に定める事業を自らの費用負担で実施する者。

2 応募方法

(1) 応募書類

以下の書類を提出すること。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じること。

ア 多摩産材利用啓発推進事業実施計画書（第1号様式）

イ 申請者の概要（第2号様式）

(2) 応募先 東京都産業労働局農林水産部森林課

(3) 応募期間 知事が別に指定する応募開始の日から応募締切の日までとする。

第1号様式（第4、5関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住所

事業実施主体名

代表者職氏名

印

年度多摩産材利用啓発推進事業実施計画書

多摩産材利用啓発推進事業実施要領に基づき、実施計画書を下記のとおり提出します。

記

1 事業実施主体

- (1) 名称
- (2) 代表者職氏名
- (3) 所在地
- (4) 事業実施主体の構成

※ 団体規約等事業実施主体の概要がわかる資料を添付すること。

2 経費

(1) 事業費（総括）

（円）

事業費	補助対象経費		補助対象外 経費	備 考
	補助金額	自己負担額		
計				

注：補助対象経費は多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱に規定する経費とする。

(2) 事業費内訳及び算出基礎

（円）

経費区分	内容	単価	数量	金額	積算基礎
(人件費)					
(事務費)					
小計（補助対象経費）					
補助対象外経費					
計（事業費）					

注：経費区分欄には、多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱別表の補助対象経費区分の小項目を記入すること。

注：人件費については、自社（構成員を含む）に対して支払うものは除くこと。また、人件費の申請がある場合は、団体構成員名簿を添付すること。

注：需用費及び備品購入費について、自社調達（構成員を含む）を行ったものは、その原価（調達品の製造原価）を記入すること。

注：記載内容ごとに、見積書若しくは積算書等を添付すること。添付がない場合、補助事業の対象とならない場合がある。

3 事業計画

(1) 事業内容（事業種ごとに実施内容を詳細に記入すること。）

ア 事業名称

イ 概要（実施時期、実施場所、対象者、作成物数量、配付計画等）

(2) 事業計画詳細

ア 森林の持つ役割や大切さを学ぶための取組

--

イ 多摩産材のよさや利用する意義を学ぶための取組

--

ウ 多摩産材の消費や住宅等での活用が定着していくきっかけとするための取組

--

エ 一般消費者等に広く普及するための取組、一般消費者等の多摩産材への理解を深めるための取組

--

(3) 事業効果（ねらい）

--

第2号様式（第5関係）

申請者の概要

申請者情報	
法人等住所	
法人名等	
代表者名	
事務担当者情報	
担当者名	
電話	
メールアドレス	
書類送付先住所	
添付資料	
<input type="checkbox"/>	団体規約等事業実施主体の概要がわかる資料（1（4））
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

※ その他、添付する資料がある場合は空欄に記載してください。